

# 服部英雄のホームページ

李俊九先生（大邱韓医大総長）の同意を得て、日本語訳を公開する（翻訳風間千秋、校訂趙正民）。

平成 23 年度科研費基盤 B による

---

## 朝鮮後期 白丁の存在様相 ——大邱府西上面路下里白丁部落を中心に——

李俊九

1. はじめに
2. 白丁部落の形成と戸口変動
3. 家族構成と年齢分布
4. 姓貫構成と婚姻様相
5. 匠役世襲と婦女子の呼称
6. むすび

### 1. はじめに

朝鮮時代の白丁は、高麗時代から才人・禾尺と称されてきた部類の集団を、世宗 5 年 10 月に「白丁」と改名したところに始まる。彼らは「新白丁」と呼ばれており、主に柳器や皮物製造を生業としていた。彼ら白丁は特殊な身分階層として、一定した地域に集団で居住し、屠殺業・皮革製造業・行李製造業などの職業を世襲しつつ、1894 年に身分制が法的に撤廃された後の 20 世紀はじめまでも、その慣習のために大きく変わることなく存在し続けていた。彼らは職業的に軽蔑された名称として、屠漢・屠牛坦・庖奴・庖丁・刀尺・皮漢・皮匠・柳器匠などと呼ばれていた。

このような朝鮮時代の白丁に対する先行研究としては、主に朝鮮初期に関する 2・3 編の論考がある程度で<sup>1</sup>、一方で 20 世紀初めの白丁ないし白丁身分の解放運動である衡平運動に

---

<sup>1</sup> 鮎貝房之進「白丁攷」（『雑攷』5、1932）、姜萬吉「鮮初白丁考」（『史学研究』18、1964 年）、文喆永「高麗末・朝鮮初 白丁の身分と差役」（『韓国史論』26、1991 年）。朝鮮初期の白丁に関する研究として、鮎貝房之進の研究では揚水尺・水尺・禾尺などに関する語彙的解説を主にしているのみであり、彼らの異質な生活像を徹底して究明してはいない。この点に着眼した姜萬吉は、朝鮮王朝実録の白丁に関する記事を通して、改めて白丁が異民族出身であり、遊牧民的生活様式を続け、営農社会と妥協しまいとする姿勢から異類視され、賤視されていたことを究明した。一方、朝鮮初期の軍役や雑色役体系の中での、白丁の身分的性格の解明が及んでいない点に注目した文喆永は、高麗末・朝鮮初期の白丁の身分と差役を検討しつ

関連した論考は、最近までも活発に研究されていた<sup>2</sup>。しかし、朝鮮時代全時期を包括的に研究したものや、朝鮮後期に関する論考は全く見られない状況である。

しかし幸いなことに、朝鮮後期の戸籍に登録された白丁らの存在様相を明らかにしてくれる白丁集団部落は、『大邱府戸口帳籍』で確認できる。最近発見された 16 世紀初めの戸籍断片には「新白丁」という名称が見られるが、この名称の代わりに「柳器匠」「皮匠」など、その生業名によって登録されている大邱府西上面路下里の白丁部落には、1738 年(英祖 14)から 1876 年(高宗 13)まで、140 余年にわたり 18 の式年戸籍に 388 戸、1,364 口の白丁戸口が登録されていた。この資料は白丁らの存在様相を明らかにするための、詳細な情報を提供してくれている。

本稿では、路下里白丁部落の資料を通して、白丁部落が形成された時点と記載様式の変化、戸口変動、家族構成と性比および年齢分布、姓貫構成と婚姻様態、匠役世襲と婦女子の呼称などを分析してそれが意味するところを究明し、身分・職業・世襲性の傾向を検証しようと思う。このような検討は、朝鮮初期と 20 世紀初めの白丁を継起的に理解するのに有益であるのみならず、20 世紀初頭の白丁研究に見られる一般的な認識<sup>3</sup>を、実証的に検証することになるだろう。

## 2. 白丁部落の形成と戸口変動

朝鮮時代の白丁は、高麗時代から才人・禾尺と称されてきた部類の集団を、世宗 5 年 10 月に「白丁」と改称したところから始まる<sup>4</sup>。この時、呼称を「白丁」として、平民と婚姻させ共生するようにし、その戸口を戸籍に記載し、土地を耕作させ、柳器や皮物などの貢物を免除するなどして、その生活を安定させようとした<sup>5</sup>。

しかし、彼らを「白丁」と改称させ、一般平民と同化させようという国家の努力は、しばしば水泡に帰した。彼らは依然として人里離れた場所で生活し、農業に従事せず、ひたすら柳器や皮物などを製造して生業としていた。また、官吏や人民は彼らを「新白丁」と

---

つ、朝鮮初期の白丁の身分についての誤った先入観を正そうとした。

<sup>2</sup> 衡平運動 70 周年記念事業会『衡平運動の再認識』(ソル出版社、1993 年)。

**김중섭**『衡平運動研究』(민영사、1994 年)。このほかの多くの論考は、**김중섭**前掲論文 315~326 頁を参照。

<sup>3</sup> 李覚鐘「朝鮮の特殊部落」(『朝鮮』104 号、朝鮮総督府、1923 年)。車賤者「白丁社会の暗澹たる生活像を論じてこそ衡平戦線の統一を促せる」(『開闢』5、巻 7 号、1924 年)。岩崎継生「朝鮮の白丁階級——特殊部落の一形態——」(『朝鮮』211 号、朝鮮総督府、1932 年)。李圭泰「白丁」(『開化百景』2 巻、新太陽社、1971 年)。**김중섭**、前掲論文。これらの研究で見られる白丁に対する一般的な認識は、一般人民の中に混じって生活できず、京外もしくは村外の一定地域に集団居住し、戸籍に編入されず、納税と兵役の義務もなく、結婚も内輪から配偶者を選択していた、といったものである。また、出身地と系統が不明で、姓と本郷が明らかな者はほぼおらず、それに関し詐称する者が多く、名前にも仁・義・孝・忠のような意味を持った漢字を使うことはできず、石・皮・丕・介・トなどのような字を使わねばならず、行列字もなかった。そして賤民と同様、世襲的であった。

<sup>4</sup> 姜萬吉、前掲論文、492 頁。文喆永、前掲論文、61 頁。

<sup>5</sup> 『世宗実録』巻 22、世宗 5 年 10 月乙卯。

呼びつつ平民と区別しており<sup>6</sup>、世祖代には朝廷で、「白丁の子孫」という表現が侮辱的意味の言葉として公然として使用されるほど<sup>7</sup>、社会通念的に賤視されていた。しかし彼らが身分的に良人である限り、そのような「才白丁」という名前さえも一新しなければならないという主張が、成宗代に経筵で提起されるに至った<sup>8</sup>。

しかし 16 世紀の初めにも、「新白丁」という名称で戸籍に登録された事例が見られる。最近発見された 1528 年(中宗 23)安東府周村戸籍の 1 枚には、計 6 戸のうち新白丁 3 戸が別侍衛果敬校尉李堧家、補充軍勦力副尉南致禧家、故進士李承暉の妻金氏家とともに独立家戸として登録されている<sup>9</sup>。この戸籍は朝鮮後期の戸籍とは違い、男女すべてを「新白丁」「新白丁女」と登録していた。その後、「白丁」という呼称の打開如何は確認できないが、朝鮮後期の年代記など各種資料では「白丁」という呼称がきわめて希少となり、各地域の戸口帳籍では白丁の生業に従い「柳器匠」「皮匠」などと登録されるようになった。朝鮮後期の戸籍では「白丁」という名称は全く見られず、その代わり、一般常民が役名と婦女子の呼称を記載する様式と同様に、匠役と婦女子の呼称が記載されていた。このような白丁の戸籍記載様式の変化は、白丁を一般常民と混在させ、常民との婚姻を奨励しようという国家の同化政策、そして国家支配の公民と把握しようという政策と無関係ではないだろう。肅宗元年の「五家統事目」に見えるように、「流民の部類で、それぞれ匠人を業とするように、山峽には水鉄匠・磨造匠がおり、浦沢には柳器などを作る匠人がいるが、どれも移住して一定せず、行動挙止に期限がない。しかしすでに男女の家口を構えたので、また幾人に従って統〔訳者注：朝鮮時代の民家の編成単位。5 軒を 1 統とする〕を作らないわけにはいかないため、必ずや元来住む所に近い統を主統とするだろう<sup>10</sup>」というわけである。政府は、移住して一定せず、行動挙止がとどまらない柳器匠などの流民を、国家支配の公民と把握しようとしていた。

国家支配の公民と把握された柳器匠・皮匠など白丁らの存在を明らかにしてくれる重要な資料として、『大邱府戸口帳籍』には、白丁の集団部落が確認される。〈表 1〉からわかるように、大邱府西上面路下里の白丁部落は、英祖 14 年(1738)から高宗 13 年(1876)まで、

<sup>6</sup> 『世宗実録』卷 97、世宗 24 年 8 月癸巳。

<sup>7</sup> 『世祖実録』卷 47、世祖 14 年 8 月辛丑。

<sup>8</sup> 『成宗実録』卷 235、成宗 20 年 12 月壬辰。以上の朝鮮初期の白丁に関する論述は、文喆永前掲論文を主に参照した。

<sup>9</sup> 李榮薫・安承俊「1528 年安東府北周村戸籍断片」(『古文書研究』8、1996 年)。

戸 1、新白丁訥叱山年伍拾陸本安東 父新白丁於乙非 祖新白丁夫叱之 曾祖(?) 外祖新白丁則石只本安東 同居母新白丁女莫德年捌拾參 同生妹新白丁女訥叱德年陸拾玖 同生妹新白丁女甘之肆拾玖 夫新白丁要処年伍拾捌本安東 父新白丁龍伊 祖李山曾祖古龍 外祖新白丁甫背本安東。

戸 2、新白丁朱屎年伍拾柒本安東 父新白丁元山 祖元龍 曾祖加都致 外祖新白丁用大本安東 妻新白丁女列德年肆拾陸本豊基 父新白丁末応失 祖新白丁上左 曾祖永巳 外祖新白丁柳婦本安東。

戸 3、新白丁福龍年伍拾玖本安東 父新白丁恩老 祖新白丁内隠只未 曾祖不知 外祖新白丁莫同本安東 妻裴氏戸婢德今 主戸仰役。

<sup>10</sup> 『備辺司謄録』31 冊、肅宗元年 9 月 26 日。『肅宗実録』卷 4、肅宗元年 9 月辛亥、五家統事目「流民之類 如各業匠人 山峽則有水鉄匠磨造匠 浦澤則有柳器等匠 皆遷徙不常 行止不通然 既具男女家口 亦不可不随衆作統 而必令元居近統 為其主統」。

140 年余りにわたり 18 の式年戸籍が確認される<sup>11</sup>。これは白丁らの姿が明らかになる、詳細な情報を提供してくれている。

〈表 1〉大邱府西上面路下里白丁部落の各式年戸籍別戸主職役の現況

式年戸籍	里名	戸数	戸主の職役	新戸
①英祖 14 年(1738)	南城外 道下次里	8	皮匠 3、柳匠 5	・
②英祖 23 年(1747)	路下里	12	皮匠 4、柳匠 8	3
③英祖 32 年(1756)	路下次里	15	皮匠 7、柳匠 7、寡婦 1	2
④英祖 35 年(1759)	路下次里	16	皮匠 8、柳匠 6、寡婦 1、無記載 1	2
⑤英祖 38 年(1762)	路下次里	16	皮匠 9、柳匠 4、寡婦 1、無記載 2	3
⑥英祖 41 年(1765)	路下次里	17	皮匠 11、柳匠 4、寡婦 1、無記載 1	6
⑦正祖 7 年(1783)	南門外、皮匠	16	皮匠 16	1
⑧正祖 13 年(1789)	路下里	13	皮匠 13	2
⑨正祖 19 年(1795)	路下里	12	皮匠 12	2
⑩純祖 16 年(1816)	路下里	19	皮匠 19	3
⑪純祖 25 年(1825)	路下里	23	皮匠 23	2
⑫純祖 31 年(1831)	路下里	30	皮匠 29、寡婦 1	・
⑬純祖 34 年(1834)	路下里	30	皮匠 29、無記載 1	10
⑭憲宗 3 年(1837)	路下里	32	皮匠 30、幼学 2	・
⑮憲宗 6 年(1840)	路下里	21	皮匠 20、無記載 1	9
⑯哲宗 9 年(1858)	路下里	32	皮匠 29、幼学 3	6
⑰高宗 7 年(1870)	路下里	36	皮匠 35、無記載 1	・
⑱高宗 13 年(1876)	路下里	45	皮匠 45	・

大邱府西上面路下里の白丁部落が形成された、正確な時期は不明である。1735 年(英祖 11)式年戸籍には路下里は見られないが、それから 3 年後の 1738 年の式年戸籍で初めて「南城外道下次里」という最下行政区域が見られ、皮匠 3 戸、柳匠 5 戸の 8 戸だけで構成された集団部落が形成されていた。よって、この地域の白丁の特殊部落は、1736 年から 1738 年の間に形成されたものと考えられる。〈表 1〉からわかるように、路下里は「南城外」または「南門外」という表記から大邱府城南門外に位置しており、「道下」または「路下」という里名から、道の下の高地帯にあったものと思われる。

府城南門外の低地帯に位置していた路下里の白丁部落の戸数は、1738 年に 8 戸、18 世紀中盤から 18 世紀末までは 12～17 戸程度を維持しており、19 世紀の 1840 年(21 戸)を除くと、およそ増加する趨勢を見せている。路下里白丁部落戸主の職役は、1738 年から 1876 年に至るまでの 140 年余りの間、幼学 5 戸<sup>12</sup>を除外すると、職役が記載されているものは皮匠と柳匠のみで構成されている。最初は柳匠の比重が皮匠より多かったが、次第に少なくなつてゆき、1783 年以降は皮匠のみになっている。これより、この特殊部落の白丁は、最初行李製造業(柳器匠)を主な生業としていたが、次第に皮革製造業(皮匠)に転換し、1783 年

<sup>11</sup> 次は『大邱府戸口帳籍』の各式年戸籍の奎章閣図書文書番号である。①14684、②14661、③14694、④14603、⑤14807、⑥14651、⑦14615、⑧14700、⑨14667、⑩14692、⑪14747、⑫14758、⑬14774、⑭14756、⑮14772、⑯14741、⑰14770、⑱14798。

<sup>12</sup> 幼学 5 戸の場合、白丁らの家系とは明確に区別される存在として 1837 年と 1858 年にのみそれぞれ記載されていたが、その後消えている。

からは完全に皮匠だけが存在していたことがわかる。このような現象は、大邸が商工業都市として成長していくにつれ、都市の消費人口が増大し、また大同法実施による受納用貢物の調達などがあり、屠殺ないし牛肉販売、または皮革製造に対する購買力増大現象と脈を一にしていたためと思われる。個人的に牛を屠殺するのは法で禁止されていたが、当時の村には屠殺場があり、牛肉を販売する集団がいたのだが、これが屠漢すなわち白丁であった<sup>13</sup>。

各戸の記載様式は、戸主の職役・本貫、戸主の妻の呼称・本貫、彼らの四祖・子女・同居人、生存者の年齢などが記載されており、一般常民戸の記載様式と特に変わりがない。しかし四祖の名が「夫之」と記載された場合が非常に多く、四祖の役名は大部分記載されていない。そして19世紀中盤以降になると、記載がより粗雑になる傾向が見られる。本貫の記載も、戸主の場合1870年(高宗7)以後、戸主の妻の場合は1858年(哲宗9)以後は全く記載されていない。このように、白丁に対する記載が不実になったのは、この時期戸籍がその機能を果たしていなかったことにも原因があるだろうが、四祖の名前の漢字を知らない者が多いなどの理由によって、白丁に対する認識がより蔑みの傾向にあったという事情に端を発するものと思われる。

〈表2〉路下里白丁部落の各式年戸籍別戸口変動 戸口数(比率)

各式年戸籍	戸数	口数	戸あたりの人口	新戸(戸数対比)	新口(口数対比)
①英祖14年(1738)	8	33	4.1	・	・
②英祖23年(1747)	12	47	3.9	3(25.0)	9(19.1)
③英祖32年(1756)	15	82	5.5	2(13.3)	14(17.1)
④英祖35年(1759)	16	68	4.3	2(12.5)	8(11.8)
⑤英祖38年(1762)	16	71	4.4	3(18.8)	8(11.3)
⑥英祖41年(1765)	17	85	5.0	6(35.3)	33(38.8)
⑦正祖7年(1783)	16	77	4.8	1(6.3)	3(3.9)
⑧正祖13年(1789)	13	56	4.3	2(15.4)	4(7.1)
⑨正祖19年(1795)	12	39	3.3	2(16.7)	4(10.3)
⑩純祖16年(1816)	19	60	3.2	3(15.8)	9(15.0)
⑪純祖25年(1825)	23	79	3.4	2(8.7)	7(8.9)
⑫純祖31年(1831)	30	101	3.4	・	・
⑬純祖34年(1834)	30	102	3.4	10(33.3)	27(26.5)
⑭憲宗3年(1837)	30	101	3.7	・	・
⑮憲宗6年(1840)	21	93	4.4	9(42.9)	35(37.6)
⑯哲宗9年(1858)	29	62	2.1	6(20.7)	11(17.7)
⑰高宗7年(1870)	36	101	2.8	・	・
⑱高宗13年(1876)	45	107	2.4	・	・
計	388	1,364	3.5	51(13.1)	172(12.6)

但し、白丁の家系とは全く関係なく1837年(2戸)と1858年(3戸)にだけ登載されており、のちに消えてしまった幼学5戸は除外した。

〈表3〉前後式年戸籍対比継続居住戸と転入・転出戸

<sup>13</sup> 『憲宗実録』巻9、憲宗8年6月壬午、「領議政 趙寅永曰 私屠之禁也……邑必有庖場必有屠 坐肆估販之類 締結牛賊 至於計束給價 以分其利」。

式年戸籍	①→③式年 (18年間)	⑥→⑦式年 (18年間)	⑨→⑩式年 (21年間)	⑮→⑯式年 (18年間)	⑰→⑱式年 (12年間)	⑳→㉑式年 (6年間)
戸数	8→15	17→16	12→19	21→29	29→36	36→45
継続居住戸	8(53.3)	6(37.5)	6(31.6)	5(17.2)	21(58.3)	27(60.0)
転入戸	7(46.7)	10(62.5)	13(68.4)	24(82.8)	15(41.7)	18(40.0)
転出戸	4(50.0)	5(29.4)	4(33.3)	17(81.0)	9(31.0)	9(25.0)

但し、継続居住戸と転入戸の比率は、後の時期の戸主と対比したものであり、転入戸の比率は前の時期の戸主に対比したものである。

路下里白丁部落の各式年戸籍別戸口変動現象は、〈表 2〉のようにまとめられる。路下里白丁部落の戸口数は、1738年に8戸・33人、18世紀中盤から18世紀末に至るまで12～17戸・39～85人程度を維持していたが、19世紀には1840年(21戸)を除外すると、およそ戸数が増加する趨勢を見せた半面、人口は特に増加していなかった。これは1858年以後の、戸籍記載の粗雑さと密接な関係がある。家戸あたりの人口の全体平均は3.5人である。しかし式年戸籍によっては、最高5.5人(1756年)から最低2.1人(1858年)まで、大きな偏差を見せている。大体1738年から1789年までは5～4人前後、1795年から1837年までは3.7～3.2人、1840年には4.4人だが、1858年以降は2.8～2.1人とあらわれている。よって、1840年を例外としたら、家戸当たりの平均人口はおよそ減少しているということである。このような趨勢は、18世紀前半から19世紀中盤に至るまで、大邱府農村地域の分析でも似たような様相が見られた。すなわち、この期間において両班戸は3.9人から3.1人、常民戸は4.8から3.2人、独立奴婢戸は3.2人から2.1人と、それぞれ減少する趨勢を見せていた<sup>14</sup>。

また新戸とは、前の式年戸籍になかったり、脱落していた家戸が移住、分家、自己申告などによって新しく戸籍に入籍したりした場合であろう。これら新戸の構成比は〈表 2〉に見られるように、3年間に42.9%(1840年)、35.3%(1765年)、33.3%(1834年)という高い占有率を見せた場合もある。しかし、これら新戸のすべてが、新しく転入してきた移入戸であると断定することはできない。この中には、分家して戸主となった場合もあるためである。しかし〈表 3〉のように、数年間にわたって式年戸籍の戸主であったり、またはその子が継ぐような継続的な居住戸と、転入・転出のあった家戸に注目してみると、流動人口が非常に多かったことが確認される。すなわち、①(1738年)から③(1756年)式年戸籍までの18年間は、戸主の死後、子が戸主となった場合も含まれる継続的な居住戸が15戸のうち8戸(53.5%)、新しい転入戸が15戸のうち7戸(46.7%)、転出戸が8戸のうち4戸(50.0%)をそれぞれ占めていた。よって、この期間は流動戸が半分程度であったことがわかる。その後、継続的な居住戸は⑥(1765年)から⑦(1783年)式年戸籍まで、18年間に37.5%、⑨(1795年)から⑩(1816年)まで21年間に31.6%、⑮(1840年)から⑯(1858年)まで18年間に17.2%と激減してゆき、相対的に転入・転居など、流動人口が非常に多かったことがわかる。ところで、1858年からは戸籍の記載が非常に粗雑になっており、1870年と1876年では新戸

<sup>14</sup> 四方博「李朝人口に関する身分階級的観察」(『朝鮮経済の研究』3、1938年)、391頁。

が全く明らかにされていないが、人名を照合してみた結果、継続的な居住戸は 58.3%・60.0%に過ぎなかった。よって、路下里特殊部落の白丁は、頻繁に移入・移出する流動人口が非常に多かったことがわかる。政府は白丁という名称の代わりに、彼らの生業によって柳器匠・皮匠などと帳籍に登載し、国家支配の公民と把握していた。しかし彼らの相当数は、先の『五家統事目』に見られるように、移動して一定せず、行止に期限のない流民の部類であることが、〈表 3〉を通して検証されるわけである。

### 3. 家族構成と年齢分布

各式年戸籍別白丁家戸の人員構成をみると、〈表 4〉のようになる。これは白丁部落が形成され始めた時点(1738 年)から彼らの存在を確認できる時点(1876 年)までの、140 年間あまりにわたって確認できる家戸 388 戸を対象に調査したものである。白丁のうち、ごく少数は婢・雇工など、使役人口を率いていた場合もあったが<sup>15</sup>、ここでは彼らを除外した白丁家族だけを対象とした。〈表 4〉でわかるように、最も多くの人員で構成された家戸は 13 人だが、それは 1 戸だけであり、一人だけの家戸も 9 戸も見られる。白丁家戸は全体的に見ると、3 人で構成された家戸の占有率(29.4%)が最も高く、次が二人(26.8%)、4 人(19.6%)、5 人(11.9%)、6 人(5.2%)の順にあらわれた。時期的に見ると、18 世紀(①～⑨)には 4 人、19 世紀前半(⑩～⑮)には 3 人、19 世紀中盤以降(⑯～⑳)には二人で構成された家戸の占有率が高くあらわれた。よって年代が下るにつれ、白丁家戸は人員構成の脆弱性が現れることがわかった。

次に白丁の家族類型を見ると、〈表 5〉のようになる。家族類型は一人家族、夫婦と未婚子女からなる夫婦家族、夫婦家族が 1 世代拡大し、1 世代 1 夫婦だけの直系家族、夫婦と既婚子女二人以上がおり、彼らの子女からなる大家族に区分され、直系親族と傍系親族がいる場合は、別に区別した<sup>16</sup>。その結果、〈表 5〉に見られるように、夫婦家族(77.1%)が主流をなしており、その次が直系家族(17.0%)だった。その次には、わずかな数値ではあるが一人家族(2.6%)、傍系親族(2.1%)、大家族(1.3%)、直系親族(0.3%)の順にあらわれた。

各家族類型を完全型と欠格型に分けて詳しく見てみると、夫婦家族は 299 戸のうち、夫婦が生存した完全型が 263 戸(88.0%)で、欠格型 36 戸(12.0%)よりはるかに多かった。夫

<sup>15</sup> 1756 年に皮匠李是贊は婢 4 口、1759 年に皮匠李從發は雇工 1 口、1762 年に皮匠趙貴才は雇工 1 口、1765 年に皮匠趙貴才は雇工 1 口を、それぞれ率いて居住していた。

<sup>16</sup> 家族の構成形態に関しては何種類かに分類されているが、夫婦家族・直系家族・大家族の区分は李光奎(『韓国家族の史的的研究』一志社、1977 年、215～216 頁)の分類基準による。直系家族・傍系家族の区分は、金泳謨「朝鮮後期の身分構造とその変動」(『東方学志』26、1981 年、139 頁)の分類基準に従った。直系親族は、兄嫁・弟嫁・甥姪・父の兄弟・又従兄弟・八親等・父の姉妹・父の兄弟の妻が同居している家族であり、傍系家族は妻の母・婿・外祖母・外叔母・外孫・妻の兄弟が同居している家族である。ただし、本稿では戸主家戸に兄+兄嫁または弟+弟嫁が同居している場合、父母が欠けた大家族と分類した。

婦家族で、夫が欠けた家族が 24 戸(8.1%)、妻が欠けた家族が 11 戸(3.7%)、父母がどちらも欠けた兄弟だけの家族が 1 戸(0.3%)だった。夫婦家族の欠格型で夫が欠けた家族は、妻が戸主として登載されるのが一般的だった。しかし 19 世紀には、妻の代わりに幼い息子が戸主として記載された。例えば、1831 年戸籍の皮匠金苜三(15 歳)、1834 年戸籍の皮匠金時介(16 歳)・皮匠金實是(17 歳)、1876 年戸籍の皮匠吉用石(10 歳)などは、その母が生存していたが、それぞれ幼い年で皮匠の役名を持ち、戸主として記載されていた。特に国役負担のない 15 歳以下の 10 歳・15 歳の弱年層も皮匠の役名を持っており、注目される<sup>17</sup>。この時期、このような現象は、政府または大邸府の役役確保施策と無関係ではないだろう。

直系家族 66 戸のうち 1 世代の父母と 2 世代の夫婦と 3 世代の子女がいる、いわゆる直系家族の完全型が 18 戸(27.3%)だった。従って、直系家族では完全型より欠格型(48 戸、72.7%)がはるかに多いと言える。直系家族の欠格型で、1 世代祖父が欠けた家族が 21 戸(31.8%)、1 世代祖母が欠けた家族が 1 戸(1.5%)、1 世代祖父母が欠けた家族が 18 戸(22.3%)だった。3 世代の直系家族で 1 世代の祖父母が欠け、夫婦家族のような形になるが、戸主の兄弟姉妹中、未婚の者がいたり、子・婦がいるために、直系家族の祖父母欠格型として、夫婦家族と区別される。直系家族で、2 世代の父母が欠けた家族が 5 戸(7.6%)、1 世代の祖父と 2 世代の母が欠けた家族が 2 戸(3.0%)、1 世代の祖父と 2 世代の父が欠けた家族が 1 戸(1.5%)だった。拡大家族は 4 戸のうち 1 世代の祖父母がおり、2 世代の兄弟が既婚者で、彼らの子女からなる完全型が 1 戸であり、3 戸が欠格型だった。直系親家族 1 戸は戸主夫婦が姪と同居していた。傍系親家族は 8 戸のうち夫婦家族+婿が 3 戸、直系家族+外孫が 2 戸、直系家族+妻の母が 1 戸、夫婦家族+妻の母が 1 戸、夫婦家族+妻の弟が 1 戸だった。

白丁の家族類型を時期的に見ると、18 世紀末を分岐点として、それ以前には全く見られなかった一人家族がそれ以降に 10 戸も確認され、反面、拡大家族、直系親家族、傍系親家族が全く見られなくなった。これは 18 世紀末以後、白丁の家族構成が単調になり、脆弱化し、核家族化していったことをあらわしている。特に 19 世紀中盤以降には、夫婦家族の占有率が 1858 年に 96.6%、1870 年に 88.9%、1876 年に 88.9%となった。このような現象は、帳籍記載の粗雑さとも無関係ではなからう。

〈表 4〉 各式年戸籍別白丁家戸の人員構成 家戸数(比率)

	1人家戸	2人家戸	3人家戸	4人家戸	5人家戸	6人家戸	7人家戸	8人家戸	13人家戸	計
①	・	3(37.5)	1(12.5)	1(12.5)	1(12.5)	・	1(12.5)	1(12.5)	・	8(100)
②	・	2(16.7)	1(8.3)	7(58.3)	1(8.3)	・	1(8.3)	・	・	12(100)
③	・	・	3(20.0)	4(26.7)	3(20.0)	3(20.0)	1(6.7)	・	1(6.7)	15(100)
④	・	1(6.3)	5(31.3)	4(25.0)	3(18.8)	2(12.5)	1(6.3)	・	・	16(100)
⑤	・	4(25.0)	3(18.8)	2(12.5)	2(12.5)	2(12.5)	1(6.3)	2(12.5)	・	16(100)
⑥	・	2(11.8)	2(11.8)	4(23.5)	3(17.6)	2(11.8)	1(5.9)	3(17.6)	・	17(100)
⑦	・	・	4(25.0)	2(12.5)	5(31.3)	4(25.0)	・	1(6.3)	・	16(100)
⑧	1(7.7)	・	3(23.1)	3(23.1)	3(23.1)	2(15.4)	1(7.7)	・	・	13(100)

<sup>17</sup> 路下里白丁部落で確認される吉用石は 1876 年戸籍 5 統 1 戸、金苜三は 1831 年戸籍 3 統 1 戸、金時介と金實是は 1834 年戸籍 2 統 1 戸と 5 統 4 戸に、それぞれ登載されていた。

⑨	・	5(41.7)	2(16.7)	3(25.0)	1(8.3)	1(8.3)	・	・	・	12(100)
⑩	1(5.3)	5(26.3)	6(31.6)	5(26.3)	1(5.3)	1(5.3)	・	・	・	19(100)
⑪	・	4(17.4)	11(47.8)	2(8.7)	6(26.1)	・	・	・	・	23(100)
⑫	・	7(23.3)	13(43.3)	4(13.3)	4(13.3)	2(6.7)	・	・	・	30(100)
⑬	2(6.7)	3(10.0)	12(40.0)	8(26.7)	4(13.3)	1(3.3)	・	・	・	30(100)
⑭	2(6.7)	2(6.7)	13(43.3)	10(33.3)	2(6.7)	・	・	1(3.3)	・	30(100)
⑮	・	1(4.8)	4(19.0)	7(33.3)	6(28.6)	・	3(14.3)	・	・	21(100)
⑯	・	23(79.3)	6(20.7)	・	・	・	・	・	・	29(100)
⑰	・	15(41.7)	14(38.9)	6(16.7)	1(2.8)	・	・	・	・	36(100)
⑱	3(6.7)	27(60.0)	11(24.4)	4(8.9)	・	・	・	・	・	45(100)
計	9(2.3)	104(26.8)	114(29.4)	76(19.6)	46(11.9)	20(5.2)	10(2.6)	8(2.1)	1(0.3)	388 家戸

〈表 5〉 各式年戸籍別白丁の家族類型 家戸数(比率)

各式年戸籍	1人家族	夫婦家族	直系家族	拡大家族	直系親家族	傍系親家族	計
①英祖 14 年(1738)	・	6(75.0)	2(25.0)	・	・	・	8(100)
②英祖 23 年(1747)	・	8(66.7)	1(8.3)	・	・	3(25.0)	12(100)
③英祖 32 年(1756)	・	12(80.0)	1(6.7)	2(13.3)	・	・	15(100)
④英祖 35 年(1759)	・	11(68.8)	3(18.8)	・	1(6.3)	1(6.3)	16(100)
⑤英祖 38 年(1762)	・	11(68.8)	2(12.5)	1(6.3)	・	2(12.5)	16(100)
⑥英祖 41 年(1765)	・	11(64.7)	3(17.6)	1(5.9)	・	2(11.8)	17(100)
⑦正祖 7 年(1783)	・	6(37.5)	10(62.5)	・	・	・	16(100)
⑧正祖 13 年(1789)	1(7.7)	6(46.2)	6(46.2)	・	・	・	13(100)
⑨正祖 19 年(1795)	・	10(83.3)	2(16.7)	・	・	・	12(100)
⑩純祖 16 年(1816)	1(5.3)	14(73.7)	4(21.1)	・	・	・	19(100)
⑪純祖 25 年(1825)	・	15(65.2)	8(34.8)	・	・	・	23(100)
⑫純祖 31 年(1831)	・	24(80.0)	6(20.0)	・	・	・	30(100)
⑬純祖 34 年(1834)	2(6.7)	25(83.3)	3(10.0)	・	・	・	30(100)
⑭憲宗 3 年(1837)	2(6.7)	25(83.3)	3(10.0)	・	・	・	30(100)
⑮憲宗 6 年(1840)	・	15(71.4)	6(28.6)	・	・	・	21(100)
⑯哲宗 6 年(1858)	1(3.4)	28(96.6)	・	・	・	・	29(100)
⑰高宗 7 年(1870)	・	32(88.9)	4(11.1)	・	・	・	36(100)
⑱高宗 13 年(1876)	3(6.7)	40(88.9)	2(4.4)	・	・	・	45(100)
計	10(2.6)	299(77.1)	66(17.0)	4(1.0)	1(0.3)	8(2.1)	388(100)

路下里の白丁の性比と年齢等級別分布の結果は、〈表 6〉のようになる。〈表 6〉からわかるように、年齢は最小 1 歳から最高 79 歳まで確認される。1 歳から 10 歳までの児童層が 15.5%、11 歳から 15 歳までの弱年層が 9.3%、16 歳から 60 歳までの応役層が 68.5%、61 歳以上の老年層が 6.7%という分布率を見せた<sup>18</sup>。児童層の場合、18 世紀には 1 歳(男 1 名)・2 歳(男 17 名、女 15 名)の幼児までも登載されていた<sup>19</sup>。これはおおよそ、3 歳以上を登載

<sup>18</sup> 年齢等級別人口集計において、男女 10 歳以下を児、11 歳から 15 歳までを弱と分類していたのは、牙山邑誌(高宗 5 年、1868 年)の分類基準に従ったが(方東仁「人口の増加」『韓国史』13、国史編纂委員会、1978 年、285 頁)、国役担当層と免除層を集計するための応役(16~60 歳)・老(61 歳以上)は、牙山邑誌(壮：16~50 歳、老：51 歳以上)とは別に分類した。

<sup>19</sup> 1・2 歳の幼児が各式年戸籍に登載された現況を見ると次のようである。

	1738 年	1756 年	1759 年	1762 年	1765 年	1783 年	1789 年	1816 年	計
男数	2	5	1	4	3	1	2		18
女数			4	1		6	3	1	15
計	2	5	5	5	3	7	5	1	33

し、人口を把握した方式<sup>20</sup>とは違うもので、白丁の流動人口を抑制し、国家支配の公民と把握・管理しようという政府または大邸府の意図と無関係ではないだろう。そして1795年と1816年には、国役が免除された老年層を全く登載しておらず、1858年以降は10歳以下が全く登載されていなかったり、ごく少数が登載されたりした反面、主に国役担当層が登載されていた。

男女の性比は、1759年だけ男性(47.1%)が女性(52.9%)より低い占有率を見せたが、それ以外の式年戸籍ではすべて男性が女性より高い占有率を見せていた。よって、全体の男女の平均性比は、男性が55.2%(753名)である反面、女性が44.8%(611名)で、男多・女少の様相をあらわした。このように、男多・女少の占有率は、老年層(男性46名・50.5%、女性45名・49.5%)よりは、児童層(男性120名・56.9%、女性91名・43.1%)、弱年層(男性73名・57.5%、女性54名・42.5%)、応役層(男性514名・55.0%、女性421名・45.0%)で、より顕著な偏差を見せた。このような男多・女少現象は、国役徴発の人的資源を把握・管理しやすい性格を持つ戸口『推刷成冊』(1842年、慶尚道知礼県)の分析でも、類似した様相を見せた。すなわち、男性(56.9%)の占有率は女性(43.1%)より高い男多・女少の様相を見せていたが、児童層は男性が7.4%であるのに比べ女性が4.0%、弱年層は男性が6.5%であるのに比べ女性が2.4%、壮年層は男性が36.3%であるのに比べ女性が28.8%に過ぎなかった<sup>21</sup>。つまり、国役徴発の対象になったり、応役対象である男児と男丁が主な推刷の対象だった。

しかし、白丁部落の白丁と、戸口『推刷成冊』での男多・女少の様相とは違い、18～19世紀の大邸府戸口帳籍の場合は、男少・女多の正反対の様相を見せている。すなわち、男性(43.0%)の占有率が女性(57.0%)より低い、男少・女多の様相であるが、老年層(男性11.5%、女性13.4%)よりも、弱年層(男性5.0%、女性11.6%)、壮年層(男性26.5%、女性32.0%)でより顕著な偏差を見せている。このような現象は、軍役と各種賦役の忌避のための男性の漏口が多かったことを傍証している<sup>22</sup>。

よって、白丁は1・2歳の幼児さえも把握対象になっており、国役負担のない15歳以下も皮匠の役割を持って戸主として登載された場合があり、老年層よりも児・弱・応役層で男多・女少の偏差がより顕著であったと言える。将来、匠役(柳器匠・皮匠)と各府賦役徴発の対象となる男性児童・弱年層と、国役対象者である応役層の男丁が主な把握の対象となっていた。このような現象は、白丁を国家支配の公民として徹底的に把握・管理しようとした政府または大邸府の意図とは無関係ではないと思われる。しかし一方で、白丁らは籍吏と作奸して漏口させるくらい、社会経済的条件が成熟していない、劣悪な立場にいたことを意味してもいる。

<sup>20</sup> 戸口を推刷した『推刷成冊』でも、最年少3歳以上を登載し、把握していた(李俊九「19世紀慶尚道知礼県邑治地域の社会構成と吏族家門——壬寅年『県内面推刷成冊』と『南平文氏世譜』を中心に——」(『朝鮮時代史学報』2、1997年、104頁)。

<sup>21</sup> 李俊九、前掲論文、(表9)参照。

<sup>22</sup> 韓榮国「府の戸口とその構成分布」(『大邸市史』1、1973年、363～365頁)、表7・9参照。

〈表 6〉白丁の性比と年齢分布 人員数(比率)

各式年戸籍	性	児(1~10歳)	弱(11~15歳)	応役(16~60歳)	老(61~79歳)	計
①英祖 14年(1738)	男	5(15.2)	1(3.0)	12(36.4)		18(54.5)
	女	1(3.0)	2(6.1)	11(33.3)	1(3.0)	15(45.5)
	計	6(18.2)	3(9.1)	23(69.7)	1(3.0)	33(100)
②英祖 23年(1747)	男	2(4.3)	7(14.9)	15(31.9)		24(51.1)
	女	3(6.4)	6(12.8)	12(25.5)	2(4.3)	23(48.9)
	計	5(10.6)	13(27.7)	27(57.4)	2(4.3)	47(100)
③英祖 32年(1756)	男	20(24.4)		22(26.8)	1(1.2)	43(52.4)
	女	7(8.5)	5(6.1)	22(26.8)	5(6.1)	39(47.6)
	計	27(32.9)	5(6.1)	44(53.7)	6(7.3)	82(100)
④英祖 35年(1759)	男	8(11.8)	2(2.9)	17(25.0)	5(7.4)	32(47.1)
	女	9(13.2)	3(4.4)	20(29.4)	4(5.9)	36(52.9)
	計	17(25.0)	5(7.4)	37(54.4)	9(13.2)	68(100)
⑤英祖 38年(1762)	男	12(16.9)	3(4.2)	17(23.9)	5(7.0)	37(52.1)
	女	6(8.5)	5(7.0)	18(25.4)	5(7.0)	34(47.9)
	計	18(25.4)	8(11.3)	35(49.3)	10(14.1)	71(100)
⑥英祖 41年(1765)	男	12(14.1)	4(4.7)	23(27.1)	5(5.9)	44(51.8)
	女	12(14.1)	4(4.7)	20(23.5)	5(5.9)	41(48.2)
	計	24(28.2)	8(9.4)	43(50.6)	10(11.8)	85(100)
⑦正祖 7年(1783)	男	7(9.1)	7(9.1)	24(31.2)	1(1.3)	39(50.6)
	女	10(13.0)	2(2.6)	23(29.9)	3(3.9)	38(49.4)
	計	17(22.1)	9(11.7)	47(61.0)	4(5.2)	77(100)
⑧正祖 13年(1789)	男	7(12.5)	1(1.8)	23(41.1)		31(55.4)
	女	7(12.5)	3(5.4)	12(21.4)	3(5.4)	25(44.6)
	計	14(25.0)	4(7.1)	35(62.5)	3(5.4)	56(100)
⑨正祖 19年(1795)	男	2(5.1)	2(5.1)	16(41.0)		20(51.3)
	女	2(5.1)	2(5.1)	15(38.5)		19(48.7)
	計	4(10.3)	4(10.3)	31(79.5)		39(100)
⑩純祖 16年(1816)	男	3(5.0)	4(6.7)	26(43.3)		33(55.0)
	女	3(5.0)	6(10.0)	18(30.0)		27(45.0)
	計	6(10.0)	10(16.7)	44(73.3)		60(100)
⑪純祖 25年(1825)	男	7(8.9)	3(3.8)	30(38.0)	4(5.1)	44(55.7)
	女	3(3.8)	1(1.3)	28(35.4)	3(3.8)	35(44.3)
	計	10(12.7)	4(5.1)	58(73.4)	7(8.9)	79(100)
⑫純祖 31年(1831)	男	8(7.9)	11(10.9)	42(41.6)	2(2.0)	63(62.4)
	女	1(1.0)	3(3.0)	29(28.7)	5(5.0)	38(37.6)
	計	9(8.9)	14(13.9)	71(70.3)	7(6.9)	101(100)
⑬純祖 34年(1834)	男	7(6.9)	3(2.9)	41(40.2)	4(3.9)	55(53.9)
	女	9(8.8)	5(4.9)	31(30.4)	2(2.0)	47(46.1)
	計	16(15.7)	8(7.8)	72(70.6)	6(5.9)	102(100)
⑭憲宗 3年(1837)	男	4(4.0)	5(5.0)	45(44.6)	4(4.0)	58(57.4)
	女	11(10.9)		30(29.7)	2(2.0)	43(42.6)
	計	15(14.9)	5(5.0)	75(74.3)	6(5.9)	101(100)
⑮憲宗 6年(1840)	男	13(14.0)	6(6.5)	34(36.6)	3(3.2)	56(60.2)
	女	7(7.5)	5(5.4)	25(26.9)		37(39.8)
	計	20(21.5)	11(11.8)	59(63.4)	3(3.2)	93(100)
⑯哲宗 9年(1858)	男		3(4.8)	31(50.0)	1(1.6)	35(56.5)
	女			27(43.5)		27(43.5)
	計		3(4.8)	58(93.5)	1(1.6)	62(100)
⑰高宗 7年(1870)	男	1(1.0)	8(7.9)	46(45.5)	3(3.0)	58(57.4)
	女		2(2.0)	41(40.6)		43(42.6)

	計	1(1.0)	10(9.9)	87(86.1)	3(3.0)	101(100)
⑩高宗 13 年(1876)	男	2(1.9)	3(2.8)	50(46.7)	8(7.5)	63(58.9)
	女			39(36.4)	5(4.7)	44(41.1)
	計	2(1.9)	3(2.8)	89(83.2)	13(12.1)	107(100)
計	男	120(8.8)	73(5.4)	514(37.7)	46(3.4)	753(55.2)
	女	91(6.7)	54(4.0)	421(30.9)	45(3.3)	611(44.8)
	計	211(15.5)	127(9.3)	935(68.5)	91(6.7)	1,364(100)

#### 4. 姓貫構成と婚姻様相

異類または別種と見なされた白丁は、一般人民の中に混ざって生きることはできず、出身地と系統が不明で、姓と本貫が明らかな者がほとんどおらず、詐称が多く、婚姻も内輪で行ってきたというのが、一般的な認識である。これを検証するために、白丁の姓貫構成と婚姻形態を見てみることにしよう。

朝鮮前期の年代記で確認できる白丁のうち、姓を持つ者が見られるが、前述した 1528 年の安東府周村戸籍断片に見られる新白丁は、姓を持つ者が全くいなかった。しかし朝鮮後期の路下里白丁部落の白丁たちは、ほとんどが姓貫を持っていた。

路下里白丁部落の戸口が載っている式年戸籍のうち、1870 年と 1876 年の戸籍には、白丁戸主の姓は記載されていたが、本貫が記載されなかった。白丁らの姓・本貫が記載された 1738 年から 1858 年まで、16 の式年戸籍の戸主は 307 名だった。このうち、寡婦戸主 6 名と、姓貫が記載されていない 7 名を除いた 294 名の姓貫を調査してみた。姓貫は、戸籍に記載されたそのままを集計した。その結果、各式年戸籍別白丁戸主の姓貫は〈表 7〉のようになる。〈表 7〉からわかるように、総 29 戸の姓貫が確認されている。これらのうち、金海金氏(119 名)が最も多数を占めており、その次が月城李氏(48 名)、咸安趙氏(25 名)、密陽朴氏(16 名)、清州劉氏(13 名)、清州兪氏(9 名)の順であられた。

路下里白丁部落が形成された時点(1738 年)から調査可能な時点(1858 年)まで代々居住していたと見られる姓貫は、金海金氏ひとつのみが見られる。しかし〈表 11〉の兪有發家系の事例でみられるように、この家系は清州兪氏と清州劉氏の姓貫をどちらも使っていた。1738 年から 1765 年までは「兪氏」、1783 年から確認可能な時点まで「劉氏」と記載されていた。よって、路下里白丁部落が形成された時点から確認可能な時点まで居住していた姓貫は、結局金海金氏と清州兪氏または清州劉氏の、二つの姓貫だけということになる。

そして、月城李氏は③の時期(1756 年)から居住していたとあらわれている。しかし〈表 13〉の李從發の家系事例からわかるように、姓貫は②～④の時期に安東李氏、⑤⑥の時期に完山李氏と記載されており、從發の子以太(⑦の時期)からは月城李氏と記載されている。従って、李從發の家系は安東李氏・完山李氏・月城李氏の姓貫を同時に使いながら居住していたということになり、月城李氏は結局②の時期(1747 年)からの居住ということになる。咸安趙氏は⑥の時期(1765 年)から居住しており、密陽朴氏は⑦の時期(1783 年)にもみられ

るが、⑩の時期(1816年)から居住したものとあらわれている。

〈表 7〉 各式年戸籍別白丁戸主の姓貫 戸主数(比率)

姓貫	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	計
星州姜	・	・	・	1	1	2	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	5(1.7)
晋州姜	1	1	1	1	・	1	・	・	・	・	・	1	・	・	・	・	6(2.0)
金海金	2	5	5	7	6	3	5	5	4	9	10	10	12	12	10	14	119(40.5)
星州金	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	1	1	2	・	6(2.0)
金海朴	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	・	1(0.3)
密陽朴	・	・	・	・	・	・	1	・	・	2	3	3	3	3	・	1	16(5.4)
咸安裴	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	1(0.3)
密陽孫	1	・	・	・	1	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	3(1.0)
永山申	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	・	・	・	1(0.3)
平山申	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	・	1	2(0.7)
文化柳	・	・	・	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	2(0.7)
善山柳	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	1(0.3)
善山劉	・	・	・	・	・	・	1	1	・	・	・	・	・	・	・	・	2(0.7)
星州劉	・	・	・	・	・	・	1	2	・	・	・	・	・	・	・	・	3(1.0)
仁同劉	・	・	・	・	・	・	・	・	1	1	1	・	・	・	・	・	3(1.0)
清州劉	・	・	・	・	・	・	1	1	2	・	1	3	2	2	1	・	13(4.4)
清州俞	1	1	2	2	2	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	9(3.1)
慶州李	・	2	・	1	・	2	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	6(2.0)
星州李	・	・	・	・	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1(0.3)
安東李	・	1	1	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	3(1.0)
完山李	・	・	・	・	1	1	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	3(1.0)
月城李	・	・	3	1	2	1	4	1	1	3	4	7	7	7	2	5	48(16.3)
昌原李	・	・	・	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1(0.3)
漆谷李	2	2	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	4(1.4)
金海趙	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1(0.3)
星州趙	・	・	1	1	1	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	4(1.4)
咸安趙	・	・	・	・	・	1	1	2	3	2	3	3	3	3	3	1	25(8.5)
月城崔	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	1	1	1	・	4(1.4)
玄風崔	・	・	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1(0.3)
計	8	12	14	15	15	16	16	13	12	17	22	29	30	30	20	25	294(100)

但し、①～⑯までの原文字は〈表 1〉の各式年戸籍をあらわしたものである。

これら以外の少数の色々な姓貫は、路下里白丁部落に移住していて、のちに転居したものである。のみならず、多数を占めていた姓貫の中でも大多数は、白丁部落内で家系の系統を確認できなかった。このような現象は、移入・転居による流動人口が非常に多かったことを意味する。

次に、姓貫と関連して婚姻形態を見てみよう。前述した 1528 年安東府周村戸籍断片によると、独立家戸を為している新白丁 3 戸の戸主は、その外祖がすべて新白丁であり、同居している妹夫が新白丁であり、同居母と妻 1 名は新白丁女、1 名は戸婢だった<sup>23</sup>。これより、

<sup>23</sup> 1528 年(中宗 23)、安東府周村戸籍断片の新白丁 3 戸を表で整理すると次のようである。

家戸	戸主(年齢)	戸主の妻(年齢)	同居人(年齢)	口数
----	--------	----------	---------	----

大部分は白丁同士で婚姻していたことが確認できる。

しかし、朝鮮後期の戸籍には、白丁という呼称の代わりに、一般常民が役名と婦女子の呼称を記載した様式と同様に、匠役と婦女子の呼称を記載していた。しかし、戸主と妻の四祖に関する記載は非常に粗雑である。そのため、白丁同士の婚姻形態を検証することは非常に難しい。よって、姓貫と関連させて、大まかな婚姻形態をしてみるしかない。白丁の同姓同本事例は、次のように 13 名が確認された。

#### 白丁の同姓同本婚姻事例

- ①1-2、金碧上(金海)===金(?)進(金海)；妻の外祖金夫男(金海)
- ②1-3、金太石(金海)===私婢善進(金海)；妻の父金立伊
- ②2-5、金 亓(金海)===私婢云月(金海)；妻の父金太石・外祖金立伊(金海)
- ③3-2、金屎伊(金海)===金孝丹(金海)
- ④3-4、金三伊(金海)===金助是(金海)
- ⑩3-2、金孫奉(金海)===金助是(金海)；戸主の外祖金自発(金海)
- ⑩4-2、李千石(月城)===李助是(月城)
- ⑪4-4、朴岩外(密陽)===朴助是(密陽)
- ⑫6-1、李太喆(月城)===李助是(月城)
- ⑬1-4、金汗甲(金海)===金助是(金海)；妻の外祖金恁發(金海)
- ⑬3-3、金時都致(金海)===金助是(金海)；戸主の外祖金夫三(金海)  
妻の外祖金夫大(金海)
- ⑬6-1、李太孫(月城)===李助是(月城)；妻の外祖李千亓(月星)
- ⑮4-2、金快快(金海)===金助是(金海)

(原文字は〈表 1〉の各式年戸籍をあらわしたものであり、次は統・戸である)

族内婚の様相を見せる 13 名の同姓同本婚姻のうち、金海金氏が 9 名、月城李氏が 3 名、密陽朴氏が 1 名である。これらのうち、戸主の夫婦だけが族内婚である場合もあり、戸主と父母・妻の父母までも族内婚である場合もある。金時都致の場合は、その夫婦はもちろん、本人の外祖と妻の外祖がどちらも同姓同本であり、本人と父母・妻の父母までもが族

1	新白丁訥叱山 (56)	.	同居母新白丁女莫德 (83)、同生妹新白丁女訥叱德 (69)、同生妹新白丁女甘之 (49)、妹夫新白丁要処 (58)	5
2	新白丁朱屎 (46)	新白丁女列德 (46)	.	2
3	新白丁福龍 (59)	戸婢德今 (?)	.	2

家戸	戸主父	戸主祖	戸主曾祖	戸主外祖	妻父	妻祖	妻曾祖	妻外祖
1	新白丁	新白丁	?	新白丁	.	.	.	.
2	新白丁	元龍	加都致	新白丁	新白丁	新白丁	永巳	新白丁
3	新白丁	新白丁	不知	新白丁	.	.	.	.

内婚で成り立っていた。金芑の場合は、その夫婦と妻の父(金太石)、妻の外祖金立伊(金太石の妻の父にあたる)が同姓同本であり、結局本人と妻の父どちらもが族内婚だったということになる。このような族内婚は、金碧上・金汗甲・李太孫なども同様である。金孫奉の場合は、本人と父母がそれぞれ族内婚であった。

〈表 8〉白丁戸主の妻の姓貫

姓貫	晋州姜	月城姜	善山吉	金海金	月城金	宜寧南	密陽朴	星州朴	月城朴	金海裴
戸主妻	1	2	1	52	1	1	24	1	1	2
大丘裴	青松裴	密陽孫	義城申	晋州申	平山申	金海安	完山吳	綾州劉	清州劉	杞溪俞
1	1	3	4	1	4	1	1	1	7	1
善山俞	星州俞	全州尹	坡平尹	慶州李	星州李	完山李	月城李	羅州林	玉山張	仁同張
3	1	5	5	2	2	2	30	1	1	11
大丘趙	昌原趙	青松趙	咸安趙	漢陽趙	陝川趙	慶州崔	金海崔	月城崔	その他	計
1	1	1	22	2	1	1	2	3	42	250

ただし、1) 1858・1870・1876年戸籍には、戸主の妻の本貫の記載が全く見られなかったため、上記の表は1738年から1840年までの15の式年戸籍の戸主の妻250名の姓貫を調査したものである。

2) その他42名は、姓はあるが本貫の記載がない16名、本貫はあるが姓の記載がない21名、姓のない私婢5名を合わせた、戸主の妻の人数である。

白丁戸主の妻の姓貫は〈表 8〉にみられるように、計42個の姓貫のうち、金海金氏(52名)が最も多数を占めており、次が月城李氏(30名)、密陽朴氏(24名)、咸安趙氏(22名)、清州劉氏(7名)の順にあらわれた。これらを合計すると135名となり、全体(250名)の54%を占める。これら戸主の妻の姓貫は、先述した戸主の姓貫と同じ分布で多数が占められている。〈表 14〉の趙東三家系にみられるように、咸安趙氏は5名のうち4名が金海金氏と婚姻している。このような現象は結局、白丁相互間で主に婚姻が行われていたことを意味する。

以上にみられるように、白丁夫婦はほぼ大部分が姓貫を持っており、一部では族内婚もあり、おおよそ白丁同士で婚姻していたことが検証された。しかし姓貫の場合、姓と本貫を混用していたいくつかの事例(後述の家計事例を参照)で見られるように、一部は系統が不明であったり、詐称していたものも見られる<sup>24</sup>。

## 5. 匠役世襲と婦女子の呼称

路下里白丁部落は〈表 1〉からわかるように、1738年から1876年に至るまで、140年余

<sup>24</sup> 20世紀初めの白丁についての研究で、車賤者と李覚鐘は「白丁は教育が無いために、その系統が明確ではなく、よって姓はあるかもしれないが、貫郷を知らないものが多数である。白丁の中にも、両班と同姓同貫となる全州李氏・慶州金氏のような氏族もいるが、中間で詐称が無かったと言いきることはできず、また、卞・吉・洪の3姓は白丁の三大名門と称しているが、これもやはり保証しがたい」(車賤者、前掲論文、404頁。李覚鐘、前掲論文、119頁)としている。しかし岩崎継生は「白丁の姓としては秋・皮・骨・池・彭・也が多い」(岩崎継生、前掲論文、79頁)とした。これら姓氏が路下里白丁部落ではほとんど見られない。従って、白丁の姓貫は決まっているものではなく、地域によってさまざまであったと言える。

りの間幼学 5 戸を除いたすべての戸主(388 名)が白丁であり、皮匠(342 名、88.1%)、柳匠(34 名、8.8%)、寡婦(5 名、1.3%)、そして職役が記載されていない戸主(7 名、1.8%)で構成されていた。皮匠の占有率は 88.1%で、絶対多数を占めていた。当初は柳匠の比重が皮匠より大きかったが、次第に減少してゆき、1783 年以降は皮匠だけが見られる。これより、特殊部落の白丁は、最初行李製造業(柳器匠)を主な生業としていたが、次第に屠殺業ないし皮革製造業(皮匠)に転換してゆき、1783 年からは完全に皮匠だけが存在していたということになる。

白丁婦女子の呼称は、〈表 9〉にみられるように、姓+召史、姓+助是、姓+名、名、助是、私婢+名と表記されていた。これらのうち、「姓+助是」の占有率が 88.6%で圧倒的多数を占めている。一方、「姓+助是」は①の時期(1738 年)に全く見られず、②の時期(1747 年)に初めて 2 名だけがあらわれ始め、③の時期(1756 年)以降から圧倒的多数もしくは全部を占めた。このような現象は、「姓+助是」が③の時期である 18 世紀中盤から、白丁婦女子の身分的地位に合う呼称として定着していったことを意味する。婦女子の呼称は身分の尊卑を反映しているが、おおよそ親家の姓に結合され、父親の身分的地位に準じていた。丹城帳籍で確認される、「姓+召史」と「姓+助是」呼称の夫は常民層が大多数を占めており<sup>25</sup>、「姓+召史」と「姓+助是」呼称が意味する相対的地位は常民層と把握することができる。

〈表 9〉 各式年戸籍別白丁婦女子の呼称 呼称数(比率)

式年戸籍	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	計
姓+召史	1	2	1	1	・	3	1	・	2	・	・	・	・	・	1	・	・	・	12(3.4)
姓+助是	・	2	9	10	10	12	15	10	9	16	22	27	26	20	15	26	36	40	305(86.6)
姓+名	4	3	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	8(2.3)
名	2	・	3	4	3	2	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	14(4.0)
助是	・	・	1	1	2	・	・	1	1	1	・	・	・	・	・	1	・	・	8(2.3)
私婢+名	1	4	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	5(1.4)
計	8	11	15	16	15	17	16	11	12	17	22	27	26	20	16	27	36	40	352(100)

長期間居住していた家系を通して、匠役世襲と婦女子の呼称を観察してみよう。前述したように、白丁は頻繁に移入・転居を繰り返し、流動人口が多かった。しかしこの地域で、100 年以上居住した家系もいくつか散見できる。これらのうち、白丁部落が形成され始めた時点(1738 年)から彼らの存在を確認できる時点(1876 年)までの 140 年余りの間居住した柳器匠金太石・柳器匠兪有発のふたつの家系と、家系の系統が明らかな柳器匠金丕・皮匠李従発・皮匠趙東三の家計事例が注目される。

柳器匠金太石の家系は、〈表 10〉でわかるように、本貫が 1738 年に「星州」と記載されていたが、1747 年以降からは「金海」と記載されている。太石とその弟・息子(3 人)はすべ

<sup>25</sup> 「姓+召史」呼称の夫は、常民層が肅宗 4 年に 72.3%、肅宗 43 年に 79.2%、英祖 26 年に 86.2%、正祖 10 年に 85.1%の占有率を見せており、「姓+助是」呼称の夫は、常民層が肅宗 43 年に 88.9%、英祖 26 年に 57.1%、正祖 10 年に 66.7%の占有率を見せた(李俊九『朝鮮後期身分職役変動研究』一潮閣、1993 年、237 頁)。

て「柳器匠」と職役が記載されていたので、行李製造業に従事していたことがわかる。しかし太石の孫から、曾孫・玄孫・6代目・7代目に至るまで、職役の記載がない2名を除いた全員が「皮匠」と記載されており、皮革製造業に従事していたことがわかる。従って、金太石の家系は1738年から行李製造業を生業にしていたが、1783年からは皮革製造業に転換し、140年余り変わることなく賤役(柳器匠・皮匠)に従事しており、強い職業世襲制の傾向を見せている。婦女子の呼称を見ると、太石の妻が「私婢+名」、太石の弟太迪の妻が「姓+召史」→「姓+助是」、太石の孫三用の妻が「姓+助是」→「姓+召史」と記載されていたのみで、その他全員は「姓+助是」と記載されていた。そしてこの家系事例で賤人身分の表記は「婢」が1名だけである。従って、この家系上の記載事実だけで見ると、身分的には奴婢層の賤人とは区別される、身良役賤と考えられる。これは丹城帳籍で柳器匠27名のうち2名が「私奴柳器匠」、皮匠17名のうち4名が「私奴皮匠」と、「私奴」という端緒を付けて「良・賤」を区別していた事実から考えると<sup>26</sup>、賤人とは区別されるわけである。

柳器匠兪有発の家系は、〈表11〉に見えるように、本貫「清州」は同じであるが、姓が1738年から1765年までは「兪氏」、1783年から1840年までは「劉氏」と記載されている。有発は柳匠→皮匠→柳匠という匠役変動を見せたが、1783年からはすべて皮匠に変わっている。婦女子の呼称は有発の妻が1747年に「私婢」と記載されていたが、それ以外はすべて「姓+助是」と記載されている。この家系は⑩の時期(1816年)に登載者がいないことから、この頃には他地域に移住しており、⑪の時期(1825年)に五孫、⑫の時期(1831年)に五宗が再びこの地域に転入してきたものと思われる。この家系事例の匠役世襲と婦女子の呼称などは、先の金太石の家系事例とほぼ似通った様相を見せている。

柳器匠金丕の家系は、〈表12〉で見られるように主に金海金氏と記載されていたが、丕の曾孫快得は星州金氏と記載されている。丕は②の時期(1747年)に柳器匠だったが、③～⑥までは寡婦戸主の家系として続いており、⑦の時期(1783年)からはすべて皮匠に変わった。婦女子の呼称は、丕の妻が②の時期に「私婢」と記載されており、③の時期に戸主となり、寡婦と記載された。順三・ト孫・尚得の妻は、「姓+召史」→「姓+助是」と変化を見せている。この家系は丕の子の代に「順」の字を、曾孫の代に「快」または「得」の字を、玄孫の代に「允」の字を、それぞれ行列字として兄弟間で使っていたようである。

皮匠李從発の家系は、〈表13〉で見られるように、從発は②～④の時期に安東李氏、⑤⑥の時期に完山李氏、⑦の時期に從発の子の代からは月城李氏とそれぞれ記載されている。しかし從発の孫である達伊は、⑨の時期に完山李氏と記載された。この家系の役名はすべて皮匠である。婦女子の呼称は、從発の孫道也之の妻「助是」以外の全員が「姓+助是」である。

皮匠趙東三の家系は、〈表14〉で見られるように、役名がすべて皮匠であり、婦女子の呼称が全て「姓+助是」である。この家系は1名を除外した全てが金海金氏と婚姻したことが特異である。

<sup>26</sup> 李俊九、前掲論文、〈付表1〉時期別戸主の身分・職役一覧参照。

白丁の名前には、以上の家系事例でも賤視される字が見られるが、白丁部落全体で確認される名前には、石・丕・介・伊・屎・ト・発・日・用・孫などのような字が多く使用された。また、丕伊・丕丕伊・次丕・丕金・江牙之・道也之・麻堂介・小斤介・洞内介・屎介・介助之・麻九・通時・屎伊・介叱同などのように、賤視される名前も見られる。

以上から、白丁は賤役である皮匠・柳器匠の匠役を徹底的に世襲しており、婦女子は圧倒的多数が「姓+助是」を称しており、賤視される字を名前に使用していた。朝鮮初期には奴婢を除いたすべての人々を良民と見なしており<sup>27</sup>、白丁も良民身分であった<sup>28</sup>。白丁は屠殺業・行李製造業・皮革製造業のような賤業に従事していたことから、賤人に近い待遇を受けながら生活してきた、身良役賤の階層であった。彼らは賤業に従事し、一般人民と同化することができなかつたため、一般人民が交わることのない部類であり、一般人民とは違い、邑城外の一定地域や、山奥または浦沢の外郭などに集団部落を成して住んでいた。白丁に対する社会的蔑視は非常に深刻で、純祖 9 年には、いわゆる白丁という者たちは非常に賤しく、あえて常人と同等とできない存在と認識されており、彼らが結婚式で冠服を着て日傘を使ったとして、開城地域の住民らは冠服を貸した者を殴打し、白丁の家を壊してしまったという事件もあった<sup>29</sup>。このような蔑視を受ける劣悪な境遇の白丁のうち、国家支配の公民と把握された柳器匠と皮匠は、記載事実だけで見ると、奴婢層とは区別される身良役賤階層として、固定化された賤役世襲の強い持続性を見せていた。

---

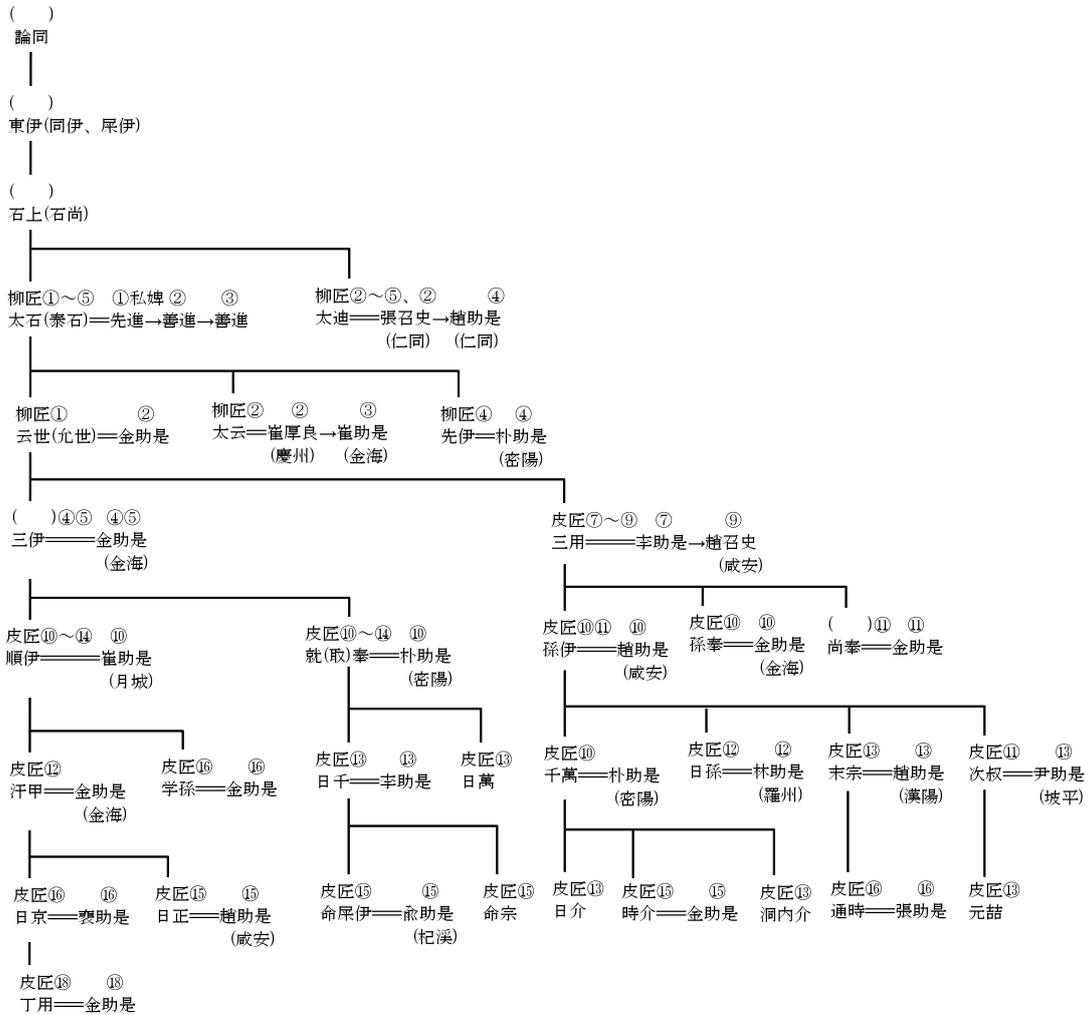
<sup>27</sup> 劉承源『朝鮮初期身分制研究』（乙酉文化社、1987年）、46～54頁参照。

<sup>28</sup> 金喆永、前掲論文、87頁。

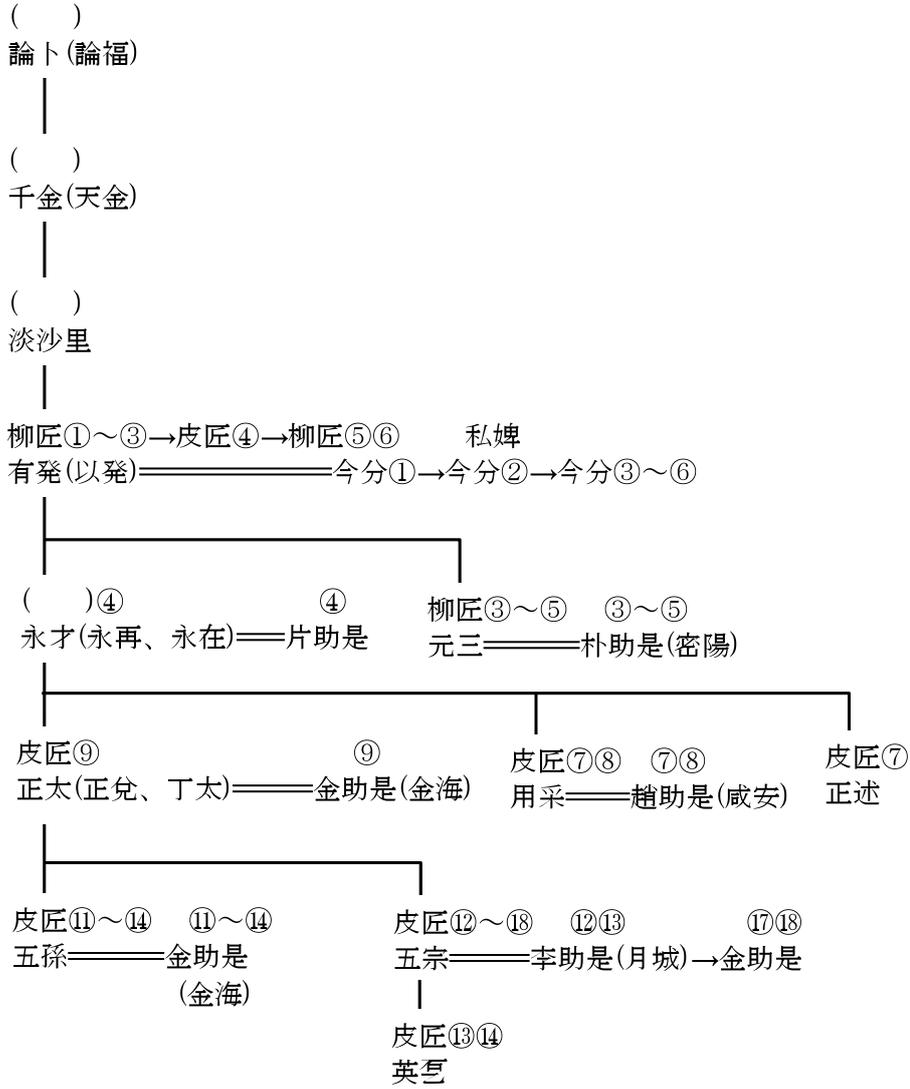
<sup>29</sup> 『純祖実録』巻12、純祖9年6月甲午、「右議政金思穆曰……閭巷之間 所謂白丁者 至甚賤者 而不敢与常人同矣 今聞該府 有白丁者婚娶 而着冠服張日傘 故邑中之人 因是起鬧 乱打借官服之人 毀撤白丁之家 因号訴於本府 而謂其不能嚴治其罪 朋与作梗 遂至投石於府衙云矣」。

〈表10〉白丁金太石の家系事例 (星州金氏) ①  
(金海金氏) ②→⑩

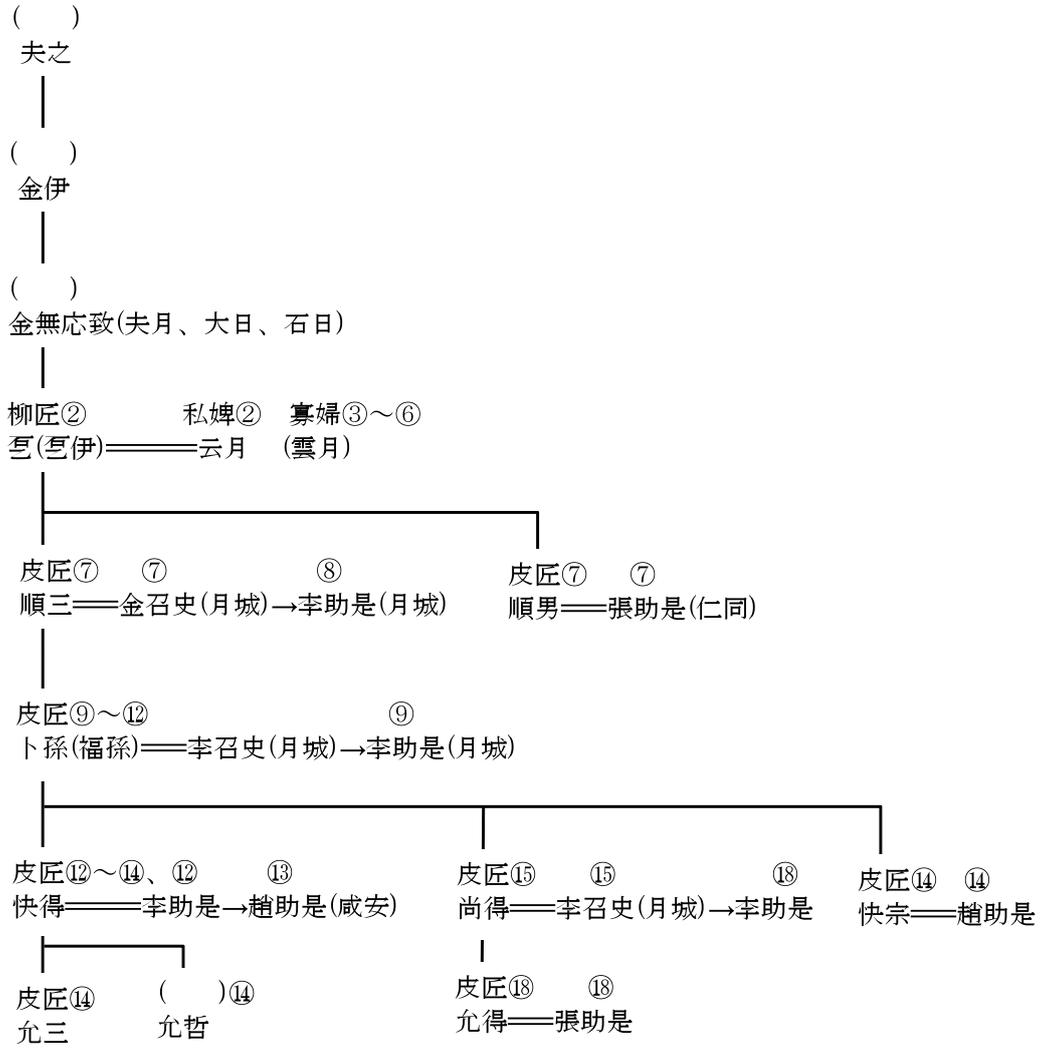
①～⑩の番号は、〈表1〉の各式年戸籍の年代をさす。  
以下の家系事例も同様。



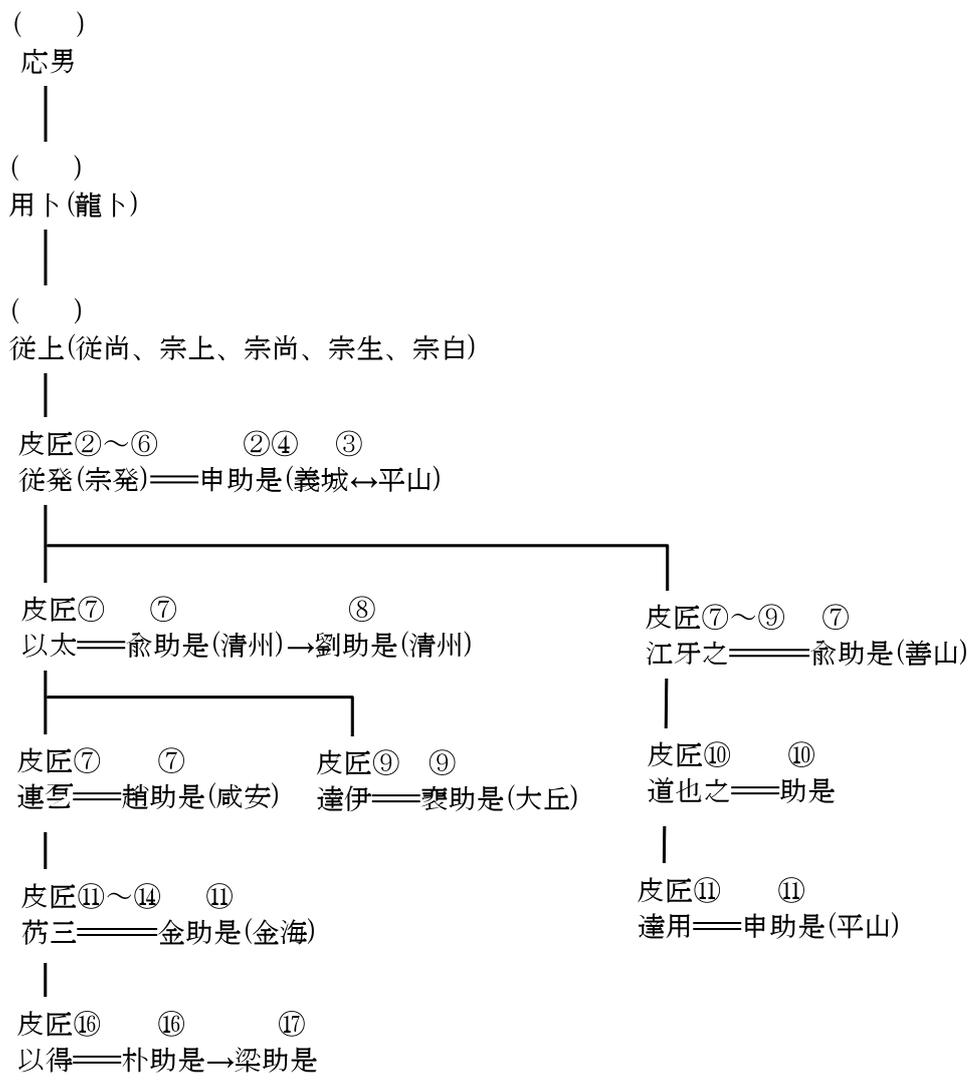
〈表11〉 白丁翁有発の家系事例 〈清州翁氏〉 ①～⑥(有発の場合)  
 〈清州劉氏〉 ⑦～⑮



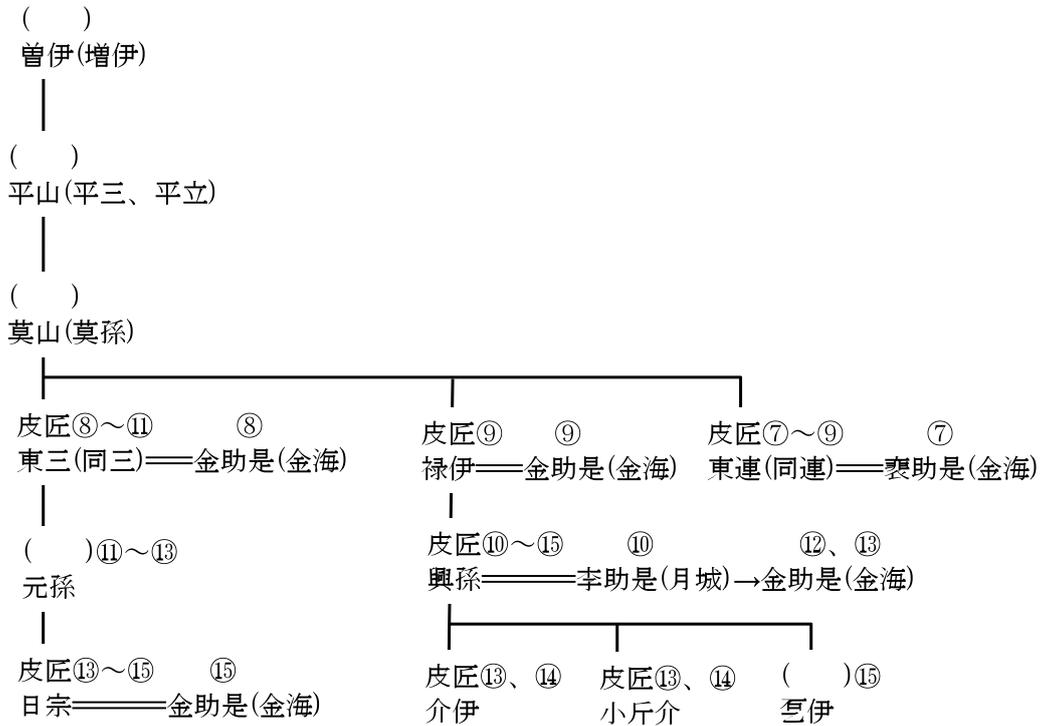
〈表12〉白丁金吾の家系事例 〈金海金〉②～⑫、⑮(尚得)  
 〈星州金〉⑫～⑭(快得の場合)



〈表13〉白丁李從發の家系事例 〈安東李〉②~④(從發)  
 〈完山李〉⑤⑥(從發)、⑨(●●)  
 〈月城李〉⑦~⑰



〈表14〉 白丁趙東三の家系事例 〈咸安趙〉



## 6. むすび

ここまで、大邱府西上面路下里白丁部落を通して、白丁の存在様相をみてきた。ここで、本文で論述した内容のうち、いくつか注目される点を整理すると、次のようである。

第一に、1736年から1738年の間に形成された路下里白丁部落は、大邱府城南門外の低地帯に位置していた。この地域の白丁は、柳器匠と皮匠の匠役を持っていたが、最初は柳器匠が皮匠より多数を占めていた。しかし1783年からは、皮匠だけが存在するようになる。このような現象は、大邱が商工業都市として成長しながら、都市の消費人口の増大と、大同法実施による収納用貢物の調達などに由来する、屠殺ないし牛肉販売、または皮革製造に対する購買力増大現象と脈を一にするものと考えられる。

第二に、朝鮮後期の白丁は戸籍に編入され、匠役を負担する国家支配の公民と把握されるようになる。朝鮮後期の白丁は、16世紀はじめ周村戸籍断片に見られるように、男女の区別なく新白丁という呼称で登録されていたこととは違い、新白丁の代わりに、彼らの生業によって柳器匠・皮匠など匠役と、「姓+助是」など、婦女子の呼称が帳籍に登録された。これは常民が、役名と婦女子の呼称を記載されていた様式と同じである。このように、白丁に対する戸籍の記載様式の変化は、白丁を一般常民と共生させ、ひいては婚姻を奨励す

る国家の同化政策、そして国家支配の公民と把握しようとする政策と無関係ではないであろう。

第三に、白丁は転入・転出などで流動人口が非常に多かった。家族の構成形態は、夫婦と未婚子女からなる夫婦家族が主流を占めており、家戸あたりの平均人口は、後代に下るにつれ減少する趨勢を見せているため、家族構成の脆弱性が垣間見られる。しかし、白丁は1・2歳の嬰兒も登録されており、国役負担のない15歳以下も、皮匠の役名を持って戸主として登載される場合があった。そして男多・女少の性比を見せている中、老年層よりも児・弱・応役層で男多・女少の偏差がより大きく見られた。このような現象は、やがて匠役と各種賦役徴発の対象となる男児と、国役対象者である応役層の男丁が主な登録対象者であったことを意味する。

第四に、白丁部落の戸主の姓貫は計29姓貫、戸主の妻の姓貫は、計42姓貫が確認された。白丁夫婦はほぼ大部分姓貫を持っており、一部の族内婚とともに、主に白丁同士で婚姻する様相を見せていた。一方、少数の様々な姓貫は、路下里白丁部落に移住してきて、すぐに流出した場合であり、多数を占めていた姓貫のうち、相当数は白丁部落内で家系の系統を確認できなかった。また、姓と本貫を混用する事例がいくつか見られた。このような現象は、転入・転出による流動人口が非常に多かったことを意味し、あわせて系統が不明だったり、姓貫を詐称する場合も見られた。

第五に、白丁部落が形成された時点から、彼らの存在を確認できる時点まで、140年間余りにわたって居住し続けていた二つの家系と、系統が不明な家系がいくつか見られた。これらの家系は、変わることなく賤役(柳器匠・皮匠)に従事し、婦女子の呼称はほぼ大部分、常民層の婦女子をあらわす「姓+助是」と記載されていた。「姓+助是」は、18世紀中盤から、白丁の婦女子の身分的地位に合う呼称として定着してきたものと思われる。したがって、白丁のうち国家支配の公民と把握されていた柳器匠・皮匠は、家系上の事実だけで見ると、奴婢層の賤人とは区別される身良役賤階層として、固定化された賤役世襲を見せていた。

要するに、朝鮮後期の白丁は、18・19世紀の中世的身分秩序の変動とともに、身分職役の上昇移動が激しいなかでも、身良役賤という身分に固定化され、強い持続性を見せていた。しかし19世紀中盤以降、白丁に対する戸籍記載の粗雑さは、この時期の戸籍がその機能を果たしていなかったのにも原因があるが、白丁に対する認識がより賤視されてきた事情とも、無関係ではないだろう。そして身分制は1894年に法制的に撤廃されるが、白丁に対する慣習上の差別は依然として残っており、1896年の「庖肆規則」により、以前にはなかった経済的収奪までも強化されるにつれ、その後の白丁は屠殺業・精肉販売業に生活水準を固定化すると同時に、より過酷な収奪及び社会的差別の前に立たされるようになった<sup>30</sup>。

---

<sup>30</sup> 金静美「19世紀末から20世紀初めにおける白丁」(『韓国近代社会と思想』中原文化社、1984年)、218頁。

## 《参考文献》

『世宗実録』『世祖実録』『成宗実録』『備辺司謄録』『肅宗実録』『大邱府戸口帳籍』『憲宗実録』『推刷成冊』『純祖実録』

鮎貝房之進「白丁攷」(『雑攷』5、1932)。

姜萬吉「鮮初白丁考」(『史学研究』18、1964年)。

文喆永「高麗末・朝鮮初 白丁の身分と差役〔原題：高麗末・朝鮮初 白丁의 身分과 差役〕」(『韓国史論』26、1991年)。

衡平運動 70 周年紀念事業会『衡平運動の再認識〔原題：형평운동의 재인식〕』(ソル〔舎〕出版社、1993年)。

김중섭『衡平運動研究〔原題：형평운동사연구〕』(민영사、1994年)。

李覺鐘「朝鮮の特殊部落」(『朝鮮』104号、朝鮮總督府、1923年)。

車賤者「白丁社会の暗澹たる生活像を論じてこそ衡平戦線の統一を促せる〔原題：白丁社会의 暗澹한 生活像을 举論하여 衡平戦線の 統一을 促함〕」(『開闢』5、卷7号、1924年)。

岩崎繼生「朝鮮の白丁階級——特殊部落の一形態——」(『朝鮮』211号、朝鮮總督府、1932年)。

李圭泰「白丁」(『開化百景』2卷、新太陽社、1971年)。

李榮薰・安承俊「1528年安東府府北周村戸籍断片〔原題：1528년 安東府 府北 周村 戸籍断片〕」(『古文書研究』8、1996年)。

四方博「李朝人口に関する身分階級別的觀察」(『朝鮮經濟の研究』3、1938年)。

李光奎(『韓国家族の史的研究〔原題：韓国家族의 史的研究〕』(一志社、1977年)。

金泳謨「朝鮮後期の身分構造とその変動〔原題：朝鮮後期の 身分構造와 그 變動〕」(『東方学志』26、1981年)。

方東仁「人口の増加〔原題：人口의 増加〕」(『韓国史』13、国史編纂委員会、1978年)。

李俊九「19世紀慶尚道知礼県邑治地域の社会構成と吏族家門——壬寅年『県内面推刷成冊』と『南平文氏世譜』を中心に——〔原題：19세기 慶尚道 知礼県 邑治地域の 社会構成과 吏族家門——壬寅年『県内面推刷成冊』과 『南平文氏世譜』를 중심으로——〕」(『朝鮮時代史学報』2、1997年)。

韓榮国「府の戸口とその構成分布〔原題：府의 戸口와 그 構成 分布〕」(『大邱市史』1、1973年)。

李俊九『朝鮮後期身分職役變動研究〔原題：朝鮮後期身分職役變動研究〕』一潮閣、1993年)。

劉承源『朝鮮初期身分制研究〔原題：朝鮮初期身分制研究〕』（乙酉文化社、1987年）。

金静美「19世紀末から20世紀初めにおける白丁〔原題：19세기 말에서 20세기 초기에 있어서의 白丁〕」（『韓国近代社会と思想〔한국근대사회와 사상〕』中原文化社、1984年）。